



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*6 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

985 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) 1

986 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 (環境管理課) 2

987 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (") 6

988 紀の川市営土地改良事業の施行の決定 (農業農村整備課) 8

989 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 8

990 道路の位置の指定 (都市政策課) 9

991 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 (港湾空港振興課) 9

○ 監査公表

監査公表第15号 10

監査公表第16号 16

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第6号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年10月15日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県田辺警察署の部田辺駅前交番(田辺市湊)の項中「下屋敷町」の次に「、高雄一丁目、高雄二丁目、高雄三丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成22年11月8日から施行する。

告 示

和歌山県告示第985号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成22年10月15日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1 特約業者の氏名又は名称

山本石油株式会社 代表取締役 山本載文

2 主たる事務所又は事業所の所在地

橋本市隅田町上兵庫201-2

3 特約業者の指定取消しの年月日

平成22年9月30日

和歌山県告示第986号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市美園町5丁目1-1

名称 和歌山県農業協同組合連合会

氏名 代表理事理事長 中西和弥

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県海南市日方新浜1294

名称 和歌山県農業協同組合連合会海南食品工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 変更しようとする事項の内容

別表2のとおり

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年10月15日から同年11月5日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市役所

別表1-1 (変更前)

種 類	第10号 (口)		第10号 (口)		第10号 (口)	
	基 数	1基	1基	1基	1基	1基
能 力		1.5ℓ ボトル160本/分 2.0ℓ ボトル160本/分	1.5ℓ ボトル160本/分 0.35ℓ ボトル600本/分 0.3ℓ ボトル600本/分		0.5ℓ ボトル300本/分 1.5ℓ ボトル160本/分	
工事着手予定年月日		—	—		—	
工事完成予定年月日		—	—		—	
使用開始予定年月日		—	—		—	
使用時間間隔		連続	連続		連続	
1日当たりの使用時間		24時間	24時間		24時間	
使用の季節的変動		なし	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値		通常 最大	通常 最大		通常 最大	

pH	4~5	4~5	4~5	4~5	7	7
BOD(mg/ℓ)	600	600	600	600	3	3
COD(mg/ℓ)	600	600	600	600	3	3
SS(mg/ℓ)	100	100	100	100	3	3
n-Hex(mg/ℓ)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
T-N(mg/ℓ)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
T-P(mg/ℓ)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
当該汚水等の1日当たりの通常 の量及び最大の量(m ³ /日)	150	200	360	500	150	200

別表1-2(変更前)

種	類	第10号(口)	
基	数	1基	
能	力	0.35ℓ 缶1,000缶/分 0.5ℓ 缶800/分	
工事着手予定年月日		—	
工事完成予定年月日		—	
使用開始予定年月日		—	
使用時間間隔		連続	
1日当たりの使用時間		24時間	
使用の季節的変動		なし	
使用時において当該特定施設から 排出される汚水等の汚染状態の通 常の値及び最大の値		通常	最大
pH		7	7
BOD(mg/ℓ)		3	3
COD(mg/ℓ)		3	3
SS(mg/ℓ)		3	3
n-Hex(mg/ℓ)		1.0	1.0
T-N(mg/ℓ)		0.5	0.5
T-P(mg/ℓ)		0.1	0.1
当該汚水等の1日当たりの通常 の量及び最大の量(m ³ /日)		150	200

別表1-1(変更後)

種	類	第10号(口)	第10号(口)	第10号(口)
基	数	1基	1基	1基
能	力	1.5ℓ ボトル160本/分 2.0ℓ ボトル160本/分	1.5ℓ ボトル160本/分 0.35ℓ ボトル600本/分 0.3ℓ ボトル600本/分	0.5ℓ ボトル300本/分 1.5ℓ ボトル160本/分
工事着手予定年月日		—	—	—
工事完成予定年月日		—	—	—
使用開始予定年月日		—	—	—
使用時間間隔		連続	連続	連続

1日当たりの使用時間	24時間		24時間		24時間	
使用の季節的変動	なし		なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常	最大	通常	最大	通常	最大
pH	4~5	4~5	4~5	4~5	7	7
BOD(mg/l)	350	600	350	600	3	3
COD(mg/l)	350	600	350	600	3	3
SS(mg/l)	100	100	100	100	3	3
n-Hex(mg/l)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
T-N(mg/l)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
T-P(mg/l)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)	150	270	360	550	150	240

別表1-2 (変更後)

種 類	第10号(口)	
基 数	1基	
能 力	0.350 缶1,000缶/分 0.50 缶800/分	
工事着手予定年月日	—	
工事完成予定年月日	—	
使用開始予定年月日	—	
使用時間間隔	連続	
1日当たりの使用時間	24時間	
使用の季節的変動	なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常	最大
pH	7	7
BOD(mg/l)	3	3
COD(mg/l)	3	3
SS(mg/l)	3	3
n-Hex(mg/l)	1.0	1.0
T-N(mg/l)	0.5	0.5
T-P(mg/l)	0.1	0.1
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)	150	200

別表2 (変更前)

種 類	排水処理装置
能 力	2,160m ³ /日
汚水等の処理方式	凝集沈殿+活性汚泥
工事着手予定年月日	—

工事完成予定年月日	—				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間間隔	連続処理				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動	3月～8月ピーク				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値	通常		最大		
	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	4～5	6～8	4～5	6～8
	BOD(mg/ℓ)	1,200	30	1,200	30
	COD(mg/ℓ)	920	15	920	15
	SS(mg/ℓ)	450	20	450	20
	n-Hex(mg/ℓ)	1.0	1.0	1.0	1.0
	T-N(mg/ℓ)	7.2	7.2	20	20
	T-P(mg/ℓ)	3.4	3.4	6.9	6.9
当該汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量(m ³ /日)	1,750	1,720	2,160	2,122	

別表2 (変更後)

種類	排水処理装置				
能力	3,150m ³ /日				
汚水等の処理方式	凝集沈殿＋活性汚泥＋炭素繊維				
工事着手予定年月日	—				
工事完成予定年月日	—				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間間隔	連続処理				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動	3月～8月ピーク				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値	通常		最大		
	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	4～5	6～8	4～5	6～8
	BOD(mg/ℓ)	400	20	700	20
	COD(mg/ℓ)	350	10	700	15
	SS(mg/ℓ)	300	15	400	20
	n-Hex(mg/ℓ)	1.0	1.0	1.0	1.0
	T-N(mg/ℓ)	7.2	7.2	20	20
	T-P(mg/ℓ)	0.5	0.5	5.0	5.0
当該汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量(m ³ /日)	2,740	2,710	3,150	3,112	

別表3

排水口名		排水口 (変更前)	排水口 (変更後)
排水量(m ³ /日)	通常	1,750	2,740
	最大	2,160	3,150
pH	通常	6~8	6~8
	最大	6~8	6~8
BOD(mg/ℓ)	通常	30	20
	最大	30	20
COD(mg/ℓ)	通常	15	10
	最大	15	15
SS(mg/ℓ)	通常	20	15
	最大	20	20
n-Hex(mg/ℓ)	通常	1.0	1.0
	最大	1.0	1.0
T-N(mg/ℓ)	通常	7.2	7.2
	最大	20	20
T-P(mg/ℓ)	通常	3.4	0.5
	最大	6.9	5.0

和歌山県告示第987号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市美園町5丁目1-1

名称 和歌山県農業協同組合連合会

氏名 代表理事理事長 中西和弥

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県海南市日方新浜1294

名称 和歌山県農業協同組合連合会海南食品工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年10月15日から同年11月5日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市役所

別表1

種 類	第10号（ロ）		
基 数	計1基		
能 力	20 ボトル200本/分		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	平成23年2月		
使用開始予定年月日	平成23年2月		
使用時間間隔	連続		
1日当たりの使用時間	24時間		
使用の季節的変動	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通 常	最 大	
	pH	4～5	4～5
	BOD(mg/ℓ)	350	600
	COD(mg/ℓ)	350	350
	SS(mg/ℓ)	100	100
	n-Hex(mg/ℓ)	1.0	1.0
	T-N(mg/ℓ)	0.5	0.5
	T-P(mg/ℓ)	0.1	0.1
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)	400	650	

別表2

種 類	排水処理装置				
能 力	3,150m ³ /日				
汚水等の処理方式	凝集沈殿＋活性汚泥＋炭素繊維				
工事着手予定年月日	—				
工事完成予定年月日	—				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間間隔	連続処理				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動	3月～8月ピーク				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通 常	最 大			
		処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	4～5	6～8	4～5	6～8
	BOD(mg/ℓ)	400	20	700	20
	COD(mg/ℓ)	350	10	700	15
SS(mg/ℓ)	300	15	400	20	

	n-Hex(mg/ℓ)	1.0	1.0	1.0	1.0
	T-N(mg/ℓ)	7.2	7.2	20	20
	T-P(mg/ℓ)	0.5	0.5	5.0	5.0
当該汚水等の1日当たりの通常 の量及び最大の量(m ³ /日)		2,740	2,710	3,150	3,112

別表3

排水口名		排水口
排水量(m ³ /日)	通常	2,740
	最大	3,150
pH	通常	6~8
	最大	6~8
BOD(mg/ℓ)	通常	20
	最大	20
COD(mg/ℓ)	通常	10
	最大	15
SS(mg/ℓ)	通常	15
	最大	20
n-Hex(mg/ℓ)	通常	1.0
	最大	1.0
T-N(mg/ℓ)	通常	7.2
	最大	20
T-P(mg/ℓ)	通常	0.5
	最大	5.0

和歌山県告示第988号

紀の川市営土地改良事業(小規模土地改良事業四尺谷地区)の施行協議については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成22年10月18日から同年11月15日まで

3 縦覧場所

紀の川市役所桃山支所

和歌山県告示第989号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年10月15日

岡本地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	日高川町	船津	芝	1406番2	
2号	〃	〃	〃	〃	1417番	
3号	〃	〃	〃	風呂谷	1849番2	
4号	〃	〃	〃	〃	1843番1	
5号	〃	〃	〃	〃	1837番	
6号	〃	〃	〃	岩坂	1832番	
7号	〃	〃	〃	〃	1238番1	
8号	〃	〃	〃	〃	1244番1	
9号	〃	〃	〃	土肥	1313番	
10号	〃	〃	〃	芝	1383番	
11号	〃	〃	〃	〃	1399番	

和歌山県告示第990号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成22年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3082	日高郡みなべ町東吉田字上城425番2の一部、426番の一部、444番1の一部、446番1の一部、446番4の一部	御坊市湯川町財部651番地の3 有限会社日栄住建 代表取締役 中岡利平	平成 22.10.6	4.00	45.87
				4.00	33.55
				5.00	
				5.00	35.14
				4.00	23.25

和歌山県告示第991号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を由良町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成22年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1
- (2) 名称 由良町
- (3) 代表者住所 和歌山県日高郡由良町大字衣奈171番地

(4) 代表者氏名 由良町長 畑中雅央

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字小引字中筋663番1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から2の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位(DL+1.63m)における公有水面と既設工作物との境界線、2の地点から9の地点までを順次に結んだ線、9の地点から10の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位における公有水面と既設工作物との境界線、及び10の地点と1の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位における、公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

1の地点 和歌山県日高郡由良町大字小引、四等三角点 黒山(北緯33度58分38秒 東経135度05分41秒)から323度36分42秒649.79mの地点

2の地点 1の地点から314度08分11秒8.83mの地点

3の地点 2の地点から250度02分39秒3.00mの地点

4の地点 3の地点から160度02分39秒3.10mの地点

5の地点 4の地点から250度02分39秒61.18mの地点

6の地点 5の地点から340度02分39秒3.10mの地点

7の地点 6の地点から250度02分39秒0.82mの地点

8の地点 7の地点から160度02分39秒12.78mの地点

9の地点 8の地点から250度02分39秒23.00mの地点

10の地点 9の地点から158度29分11秒10.98mの地点

(3) 面積

1,458.79平方メートル

3 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成20年12月2日 20和歌山県指令港振第335号

4 しゅん功認可年月日

平成22年10月6日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年10月15日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎

和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

省略

2 請求年月日

平成22年8月6日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

知事は、仁坂吉伸知事に対し、次表の賦課・徴収^{かいたい}懈怠損害金一覧表の合計金1億7,848万3,400円及び、同一一覧表中「年度」欄記載の各年度に対応する当時の知事に対し、同一一覧表中「年度」欄記載の各年度に対応する「金額」欄記載の各金員の損害賠償請求をせよとの措置を講じるよう知事に勧告することを求める。

賦課・徴収懈怠損害金一覧表

年度	金額
平成15年度	23,524,700
平成16年度	23,206,700
平成17年度	22,884,300
平成18年度	22,550,700
平成19年度	22,321,100
平成20年度	22,274,000
平成21年度	21,357,100
平成22年度	20,364,800
計	178,483,400

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは、和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 仁坂吉伸知事

仁坂吉伸知事は、現職の和歌山県知事であり、「和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（以下「ビッグ愛」という。）」の和歌山市に対して交付漏れしていた国有資産等所在市町村交付金（以下「交付金」という。）について、同交付金を同施設利用者らに賦課・徴収することを懈怠（ただし、知事就任時の年度分）するとともに、同賦課・徴収することを懈怠した当時の責任者らに損害を回復させるための賠償請求をせず財産の管理を懈怠した最終責任者である。

イ 違法・不当な公金賦課・徴収の懈怠

(ア) 平成22年4月に公表された平成21年度包括外部監査結果報告書により、次の事実が判明した。

a すなわち、県は、県有施設であるビッグ愛に関する平成19年度以前に係る和歌山市に対して交付すべき交付金について、本来各年度に支払うべきものを失念していたため、平成15年度分から平成20年度分までの計約1億3,676万円を一括して平成20年度に和歌山市に支払い、その支払金を県民の血税で負担していたこと。

b 上記金員を一括して支払うに至った経緯が次のとおりであったこと。

- ・平成19年7月上旬 和歌山市財政局税務部資産税課担当者の来県により、交付金の支払漏れがあるかもしれない旨を認識
- ・平成19年8月30日 和歌山市より、「交付金に係る固定資産通知書（固定資産異動通知書）」を受領
- ・平成19年9月～10月 交付金対象資産及び評価額の調査を実施
- ・平成19年11月29日 県知事から和歌山市長に「固定資産通知書」を提出
- ・平成20年4月15日 和歌山市より「交付金請求書」を受領

c このことについて外部監査人は、「交付金を支払うべき行政財産の貸付けが生じているにもかかわらず、交付金額算定に必要な事項を和歌山市に通知することなく交付金の支払を行

っていないかった。また、これに伴って、利用者に求めるべき負担を求めていなかったため、和歌山市に支払った交付金相当額を利用者から回収できておらず結果として県に多額の損害が生じている。」とした。

d また、「交付金は、県から市町村に支払われるものであるが、受益者負担の観点から、本来負担すべき者は行政財産の借主であり、行政財産使用料に上乗せして県が借主から徴収することが妥当であり、過年度の損害については、その損害の回復に努め、二度と再発することのないよう原因を究明し、その結果を踏まえて速やかにその対策をとることが必要である。」と指摘している。

(イ) その上、ビッグ愛の平成21年度及び平成22年度分の交付金についても、県は、使用者の使用料に上乗せして徴収せず、全額、県の負担で支払っており、県に損害を生じさせている。

(ウ) それゆえ、県に生じている上記交付金相当損害金は、ビッグ愛の利用者らに賦課して徴収すべきところ、これを怠り県に損害を被らせたことに他ならず、違法・不当に賦課・徴収を懈怠した。

(エ) したがって、平成15年度から平成22年度までにおける各年度の知事は、知事当時の各年度の交付金相当金について、賠償すべき責めを負う。

ウ 違法・不当な財産管理の懈怠

(ア) 上述したとおり県は、県の負担で支払った平成15年度から平成22年度までの交付金相当の損害を被っている。この点、上記外部監査人は、過年度の損害についても「その損害の回復に努め」るべきであるとしているが、県はいまだに何の回復措置も講じていない。

(イ) このことについて請求人らは、請求人らが所属する市民オンブズマンわかやまにおいて、4月27日、仁坂知事に対し、県が被っている本件損害金について、どのように回復されるのかなどを問う公開質問を行った。

(ウ) 仁坂知事から、上記公開質問に対する回答が5月14日にあったものの、質問事項に対応する形での回答がなされていず、どれが、損害の回復に関する回答に該当するのかは定かではないが、「ビッグ愛は、平成10年12月2日から供用を開始し、行政財産の利用者からは、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号。以下「使用料条例」という。）別表第1に基づき、適正に行政財産使用料を徴収しております。」とする記述が該当すると思料できる。このような回答からすれば、県が被っている損害を回復させることについての誠意も意思もないものと解す以外にない。

(エ) また、回答は、ビッグ愛以外の同様交付金の交付漏れ状況について、「現在、全庁的な調査を実施しているところであり、調査結果につきましては、まとまり次第お示しいたします。」としていたが、いまだ、その結果の回答もなく不誠実極まりない。

(オ) それゆえ、県は、県が被っている上記損害を回復させるための賠償請求を何の理由もなく怠っていることは明らかである。

(カ) したがって、仁坂知事は、違法・不当に財産の管理を懈怠しており、その全額について賠償すべき責めを負う。

(3) 結論

よって、監査委員に対し、請求の趣旨記載の勧告を求め、自治法第242条第1項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

(4) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

ア 本件監査請求は、公認会計士和中修二・県包括外部監査人の監査により明らかになった事実に基づく住民監査請求である。

イ それゆえ、外部監査人による監査が適任であり、公正な監査が期待できる。

ウ よって、個別外部監査契約に基づく監査を求める次第である。

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成22年8月18日に受理を決定した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、本件事案は監査委員では判断できない高度な専門知識を必要とする事案とは認められず、外部監査人による監査の必要はないと判断した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

県知事が交付金相当額を行政財産の使用料に上乗せしてビッグ愛の使用者から徴収していないことは、自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実に該当するののか、また、賦課・徴収することを懈怠した当時の責任者らに損害賠償請求を行っていないことは、同条同項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実に該当するののかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

教育委員会事務局及び総務部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成22年8月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第7項の規定に基づき、関係機関の職員の立会いを認めた。

請求人からは、条例改正をして交付金相当額を平成23年度分から施設使用料に上乗せするという教育委員会の見解等が掲載された新聞記事が証拠書類として提出されるとともに、住民監査請求書に補足して、県の失念による交付金の遺漏及び県の損害等について陳述があった。

第5 監査の結果

1 主文

県知事が交付金相当額を行政財産の使用料に上乗せしてビッグ愛の使用者から徴収していないこと及び当時の責任者らに損害賠償請求を行っていないことは、自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実及び財産の管理を怠る事実には該当しない。したがって、請求人の主張には理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令等の照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) ビッグ愛の概要

「健康ふれ愛和歌山計画（平成4年策定）」に基づき平成10年に設置され、現在、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホール設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）に基づき、県民の健康及び福祉の増進、県民の体力の向上並びに世代や分野を超えた多様な交流の促進を図り、もって県民一人一人の生きがいがづくりの推進といきいきとした地域社会の形成に資するものとして設置され、教育委員会所管のもと指定管理者により管理されている。

(2) 交付金の交付

ア 交付金制度の概要

国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）により固定資産税が課されない国、地方公共団体等が所有する固定資産のうち、使用の実態が一般の固定資産と同様であるものについて、負担の衡平及び地方財源の充実を図る見地から、固定資産相当額の負担を求める制度である。

県は、毎年度、前年3月31日現在の交付金の客体となる固定資産の台帳価格等を前年11月30日までに所在市町村に通知を行い、当該市町村から送付される交付金交付請求書に基づいて6月30

日までに交付金を交付する。

イ 交付金の客体から除外される固定資産

昭和31年6月20日付け自丙市発第44号自治庁総務部長通達（以下「昭和31年自治庁通達」という。）によれば、地方公共団体が専ら公用又は公共の用に供するものとして設置し、現に自らこれらの用に供している庁舎、病院、労働会館、婦人会館、教育会館、消防会館等の家屋の一部を次のとおり貸付け等している場合は、交付金の客体から除外することが適当とされている。

(ア) 食堂、売店等として貸し付け、又は使用させている場合で、それが当該固定資産の公用又は公共用資産としての効用を高め、当該固定資産が全体として公用又は公共の用に供するものと認められる場合

(イ) 管理人、運転手等の宿泊の用に供するため使用させている場合

(ウ) 市長会、町村会、消防協会その他当該地方公共団体の事務、事業等の遂行に密接な関連を有する各種公益団体にその事務室等として利用するため貸し付け、又は使用させている場合

ウ 交付金の支出

財団法人和歌山県人権啓発センター、社団法人和歌山人権研究所（平成20年7月31日退去）、和歌山県精神病院協会、和歌山県老人保健施設協会、財団法人和歌山県社会保険協会、社会福祉法人恩賜財団済生会支部和歌山県済生会、社団法人和歌山県病院協会、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会、社会福祉法人和歌山県共同募金会、和歌山県民生委員児童委員協議会、財団法人和歌山県老人クラブ連合会、和歌山県婦人団体連絡協議会、NPO法人和歌山県介護支援専門員協会、財団法人和歌山県スポーツ振興財団及び株式会社丸和の合計14団体1企業に事務所、ホテル、レストラン、共同会議室及び共同書庫として使用を許可した床面積3,823.20㎡（平成22年度分は13団体1企業の床面積3,723.20㎡）に係る固定資産を交付金の客体とし、次表のとおり和歌山市に支出した。

年度	金額	支出日
平成15年度	23,524,700	平成20年6月30日 (6年分の合計136,761,500円)
平成16年度	23,206,700	
平成17年度	22,884,300	
平成18年度	22,550,700	
平成19年度	22,321,100	
平成20年度	22,274,000	
平成21年度	21,357,100	平成21年6月30日
平成22年度	20,364,800	平成22年6月30日
計	178,483,400	

(3) 交付金の客体とした行政財産の使用料の徴収

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとする自治法第238条の4第7項の規定に基づき、1年ごとにビッグ愛各室の使用を許可するとともに、使用料条例別表第1第33項に規定する行政財産の使用料として、年1㎡当たり事務室使用の場合は6,340円、食堂売店使用の場合は7,920円、倉庫物置使用の場合は3,960円（いずれも消費税分を除く。）を徴収している。

3 監査対象機関（教育委員会事務局及び総務部）の主張

(1) 交付金相当額の行政財産使用料への上乗せについて

行政財産に使用許可を与えた場合の使用料は、自治法第225条の規定に基づき「徴収することができる」とされ、同法第228条の規定により条例に委ねられている。

使用料の水準については、「当該行政財産又は公の施設等に必要経費を上限とし、利用者にとつ

て過大な負担を強いることがなく、一方では安くしすぎれば税等の一般財源により穴埋めせざるを得ないため、使用者・非使用者の公平に留意し設定することが望ましい」とされ、地方公共団体の裁量に委ねられているところである。

なお、本県における条例では、交付金の有無にかかわらず、同一の料金設定としているが、47都道府県中、本県と同様に交付金の有無にかかわらず行政財産使用料に交付金相当額を上乗せしていない団体は37、交付金相当額を上乗せしている団体は10と、実態としても使用料の額は地方公共団体の裁量に委ねられているところである。

これらを総合的に判断すれば、行政財産使用料へ交付金相当額を上乗せしていないことは、行政の裁量の範囲であってその逸脱や濫用にはあたらないものとする。

(2) 本来各年度に支払うべき交付金を失念していたとの請求人の主張について

ビッグ愛に使用許可を受け入居している団体等は、本施設の目的とする施策の推進に密接な関係を持つ公益団体、施設利用者用のレストラン、研修・講習・人間ドック健診等で宿泊を要する者のための宿泊施設等で、施設設置目的に沿ったものであり、交付金の対象外と考えていたものである。

しかしながら、平成19年度に和歌山市から、固定資産の一部に交付金の対象となるものがあるにもかかわらず市への通知漏れがあるのではないかと連絡を受け、入居団体の県との事務事業の関連性について検討を行った結果、その関連性を勘案し、交付金対象客体と判断したものが、これらについて平成15年度まで遡及して交付金を交付したものである。

(3) 包括外部監査結果報告書における指摘について

条例に基づいて使用料を徴収しているものであり、県に損害を与えるものではないと判断している。

なお、本指摘がなされたのは、使用料に対する県の考え方について説明が不十分であったためであると反省している。

(4) 新聞記事について

「県は、条例改正をして交付金相当額を来年度から施設使用料に上乗せする方針」、「本来受益者が負担すべき交付金を県民の税金で負担した形になり大変申し訳ない」と、新聞に取り上げられたことについては、あくまでも個人的見解であり、あたかも県の公式見解であるかのように受け止められたことについては反省をしている。

使用料の額の改定については、来年度から交付金相当額を施設使用料に上乗せするという決定を行った訳ではなく、行政財産使用料へ交付金相当額を上乗せするかどうかは行政の裁量の範囲であると考えている。

第6 監査委員の判断

本件請求について、請求人は平成21年度包括外部監査結果報告書における外部監査人の指摘を根拠にして特に次の点を主張している。

交付金相当額をビッグ愛の使用料に上乗せして徴収せず、全額、県の負担で支払ったことにより、県に損害を生じさせており、違法・不当に賦課・徴収を懈怠している。また、当時の責任者らに県が被っている損害を回復させるための賠償請求を何の理由もなく怠っている。

このことについて、監査委員は次のとおり判断する。

行政財産を県以外の者に貸し付ける場合は、その用途又は目的を妨げない限度において使用者の公益性等を勘案の上、使用許可を与えて使用させることとなっている。

また、行政財産の使用料の額については、普通財産の貸付けの場合と異なり、その公益性等を考慮し、別途条例で一律に定めており、交付金の支出の有無にかかわらず、使用目的ごとに同一料金としており、各施設に要する経費等を個々に積み上げたものではない。

交付金相当額をどの程度入居者に負担させるかについては、使用者の公益性等を勘案の上、使用許可を与えているという点に鑑み、知事の政策的判断に委ねるべきものである。

したがって、交付金相当額をビッグ愛の使用料に上乘せしていないからといって、直ちに県が損害を受けているとは認められず、ビッグ愛の利用者に社会通念上認められないほどの便益を与えているとも考えられない。

第7 監査委員の意見

交付金の客体としたビッグ愛の一部に、県の事務、事業等の遂行に密接な関連を有する公益団体が使用しているものがあると思料するので、昭和31年自治庁通達に基づき、交付金の客体からの除外の可否等について県において再度精査すべきであるとする。

和歌山県監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年10月15日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

省略

2 請求年月日

平成22年8月12日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

知事は、仁坂吉伸知事に対し、次表の失念交付金相当損害金一覧表の合計金2,078万7,200円及び、同一覧表中「年度」欄記載の各年度に対応する当時の知事に対し、同一覧表中「年度」欄記載の各年度に対応する「金額」欄記載の各金員の損害賠償請求をせよとの措置を講じるよう知事に勧告することを求める。

失念交付金相当損害金一覧表

年度	金額
平成15年度	3,699,500
平成16年度	3,603,900
平成17年度	3,508,000
平成18年度	3,411,500
平成19年度	3,321,400
平成20年度	3,242,900
計	20,787,200

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは、和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 仁坂吉伸知事

仁坂吉伸知事は、現職の和歌山県知事であり、「和歌山県労働センター（以下「労働センター」という。）」の和歌山市に対して交付漏れしていた国有資産等所在市町村交付金（以下「交付金」という。）について、同交付金を同施設利用者らに賦課・徴収することを懈怠（ただし、知事就任時の年度分）するとともに、同賦課・徴収することを懈怠した当時の責任者らに損害を回復させるための賠償請求をせず財産の管理を懈怠した最終責任者である。

イ 違法・不当な公金賦課・徴収の懈怠

(ア) 平成22年4月に公表された平成21年度包括外部監査結果報告書により、県は、県有施設である「和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（以下「ビッグ愛」という。）」に係る和歌山市に対して交付すべき交付金について、本来各年度に支払うべきものを失念していたため、平成15年度分から平成20年度分までの計約1億3,676万円を一括して平成20年度に和歌山市に支払い、その支払金を県民の血税で負担していたことが明らかにされた。

(イ) このたび、請求人らの調査によって、ビッグ愛と同様に、労働センターの交付金についても、本来各年度に支払うべきものを失念していたため、平成15年度分から平成20年度分までの計金2,078万7,200円を一括して平成20年度に和歌山市に支払い、その支払金を県民の血税で負担していることが分かった。

(ウ) 交付金は、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号。以下「交付金法」という。）第2条に基づく支払金であるところ、地方公共団体の長は、同法の規定によって交付金を交付すべきものについて、前年の3月31日現在において当該固定資産の価格その他交付金額の算定に関し必要な事項を前年の11月30日までに当該固定資産の所在地の市町村長に通知するものとする（同法第7条）とし、当該市町村は、かかる通知を受けて当該地方公共団体に対して毎年4月30日までに交付金交付請求書を送付し（同法第11条）、交付金交付請求書の送付を受けた場合において当該地方公共団体の長は、毎年6月30日までに当該交付金交付請求書に記載された交付額を固定資産所在の市町村に交付する（同法第12条）とする規定に基づく支払金である。

(エ) それゆえ、当該交付金の交付漏れは、そもそも最初の段階の県が和歌山市に通知すべき、交付金の対象となる固定資産の価格その他交付金額の算定に関し必要な事項の通知を怠ったために生じたものに他ならない。

(オ) また、当該交付金の交付漏れが、上記ビッグ愛の交付漏れと同様に和歌山市の指摘により、はじめて県が認識したものであるところ、それまでは、交付金を交付すべきことを認識していざ失念していたために生じたものと解することができる。

(カ) それゆえ、失念していた交付金は、本来、交付すべき各年度において入居者らに負担を求めるべきであったにもかかわらず、失念によりこれを怠り、交付金相当額を利用者から回収できておらず結果として県に損害を生じさせたと解することができる。

(キ) この点、県は、労働センターの平成21年度以降の交付金について、下記のとおり受益者負担の観点から入居料に上乗せする改定を行った。なお、当該改訂は、知事の決裁で決定されている。

記

[当初] 建設費÷貸付面積÷償却年数=11,300円/m²

[改訂] (建設費+60年間の交付金見込)÷貸付面積÷償却年数=13,200円/m²

建設費:550,355,670円

貸付面積:695.59m²

償却年数:70年

(ク) してみれば、過年度分の交付金についても、受益者負担の観点から入居料に上乗せすべき

であったにもかかわらず、これを怠り、県に損害を生じさせたことが明らかである。

(ケ) ビッグ愛を包括外部監査した外部監査人も、「交付金を支払うべき行政財産の貸付けが生じているにもかかわらず、交付金額算定に必要な事項を和歌山市に通知することなく交付金の支払を行っていないかった。また、これに伴って、利用者に求めるべき負担を求めていなかったため、和歌山市に支払った交付金相当額を利用者から回収できておらず結果として県に多額の損害が生じている。」とし、「交付金は、県から市町村に支払われるものであるが、受益者負担の観点から、本来負担すべき者は行政財産の借主であり、行政財産使用料に上乗せして県が借主から徴収することが妥当であり、過年度の損害については、その損害の回復に努め、二度と再発することのないよう原因を究明し、その結果を踏まえて速やかにその対策をとることが必要である。」と指摘している。

(コ) それゆえ、県が平成20年度に和歌山市に交付した平成15年度から平成20年度までの各交付金相当の失念交付金相当損害金一覧表(前掲)記載の各損害金は、労働センターの入居者らに賦課して徴収すべきところ、これを怠り県に損害を被らせたことに他ならず、違法・不当に賦課・徴収を懈怠した。

(サ) したがって、平成15年度から平成20年度までにおける各年度の知事は、知事当時の各年度の上記損害について、県に賠償すべき責めを負う。

ウ 違法・不当な財産管理の懈怠

(ア) 上述したとおり県は、県の負担で支払った平成15年度から平成20年度までの交付金相当の損害を被っている。この点、ビッグ愛では、上記外部監査人が、過年度の損害についても「その損害の回復に努め」るべきであるとしているが、このことは、本件もビッグ愛と同様の損害であるから、本件にも該当する。

(イ) しかしながら、県は、上述したとおり平成21年度以降分については、上乗せする形で是正したが、損害の回復についてはいまだ何の回復措置も行っていない。

(ウ) この点、請求人らが所属する市民オンブズマンわかやまにおいて、4月27日、仁坂知事に対し、ビッグ愛と同様の失念交付金にかかる県が被っている損害金について、どのように回復されるのかなどを問う公開質問を行ったが、いまだ誠意ある回答がない。

(エ) それゆえ、県は、県が被っている上記損害を回復させるための賠償請求を何の理由もなく怠っていることは明らかである。

(オ) したがって、仁坂知事は、違法・不当に財産の管理を懈怠しており、その全額について県に賠償すべき責めを負う。

(3) 結論

よって、監査委員に対し、請求の趣旨記載の勧告を求め、自治法第242条第1項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

(4) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

ア 本件監査請求は、公認会計士和中修二・県包括外部監査人の監査結果に基づくビッグ愛の交付金賦課・懈怠損害賠償請求住民監査請求と同様の住民監査請求である。

イ それゆえ、ビッグ愛と同様に、外部監査人による監査が適任であり、公正な監査が期待できる。

ウ よって、個別外部監査契約に基づく監査を求める次第である。

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成22年8月18日に受理を決定した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、本件事案は監査委員では判断できない高度な専門知識を必要とする事案とは認められず、外部監査人による監査の必要はないと判断した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

県知事が交付金相当額を貸付料に上乗せして労働センターの入居者から徴収していないことは、自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実に該当するのか、また、賦課・徴収することを懈怠した当時の責任者らに損害賠償請求を行っていないことは、同条同項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

商工観光労働部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成22年8月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第7項の規定に基づき、関係機関の職員の立会いを認めた。

請求人からは、平成21年度から交付金相当額を上乗せした貸付料とする賃貸借契約の締結についての知事決裁文書が証拠書類として提出されるとともに、住民監査請求書に補足して、県の失念による交付金の遺漏及び県の損害等について陳述があった。

第5 監査の結果

1 主文

平成15年度から平成20年度までの貸付料は、自治法第237条に規定する適正な対価とは認められないので、同法第242条第4項の規定に基づき和歌山県知事に対して第7のとおり勧告する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令等の照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) 労働センターの概要

勤労者の福祉の増進と教養の向上を目的に設置している和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）の効用を高めるため、和歌山市内に点在している労働関係団体を集約し、より一層の労働福祉の向上を図ることを目的に、プラザホープと同一敷地内に平成10年6月に建設した。県は、労働センターを自治法第238条第4項で規定する普通財産として管理している。

(2) 交付金の交付

ア 交付金制度の概要

交付金法により固定資産税が課されない国、地方公共団体等が所有する固定資産のうち、使用の実態が一般の固定資産と同様であるものについて、負担の衡平及び地方財源の充実を図る見地から、固定資産相当額の負担を求める制度である。

県は、毎年度、前年3月31日現在の交付金の客体となる固定資産の台帳価格等を前年11月30日までに所在市町村に通知を行い、当該市町村から送付される交付金交付請求書に基づいて6月30日までに交付金を交付する。

イ 交付金支出の経緯

労働センターに係る交付金については、平成11年度に当該施設の台帳価格等を和歌山市に通知し、平成12年度に交付金を支払うべきところ、認識不足から通知がなされず、交付金が未払の状態となっていたが、平成19年9月に和歌山市からの通知により、交付金の未払が判明したため、価格通知等事務手続を行った上で、平成20年度に現年度分及び過年度分（平成15年度から平成19年度まで）の交付金を和歌山市に支払った。

ウ 交付金の支出

近畿労働金庫、和歌山県社会保険労務士会、和歌山県労働保険事務組合連合会、社団法人和歌山県シルバー人材センター連合会、社団法人和歌山県労働者福祉協議会、財団法人介護労働安定センター、財団法人産業雇用安定センター、社団法人和歌山県勤労者福祉施設運営協議会（平成16年3月31日退去）、日本労働組合総連合会和歌山県連合会の合計8団体1金融機関に事務室又は倉庫等として貸し付けた床面積714.16㎡に係る固定資産を交付金の客体とし、平成20年6月30日に平成15年度から平成20年度までの6年分の交付金20,787,200円を和歌山市に支出した。

(3) 交付金の客体とした固定資産に係る貸付料の徴収

ア 貸付料の単価

当初、建設事業費総額を事務室の専有面積及び償却年数（70年）で除し、算出した単価（年11,300円/㎡）に各団体への貸付面積を乗じて貸付料を算定している。

平成21年度には、当初の貸付料算定時の建築総事業費を耐用年数の期間において償却するという考え方に倣い、残りの耐用年数（60年）の交付金の年平均支払額を貸付料に上乘せし、年13,200円/㎡に改定したが、平成15年度から平成20年度までの交付金相当額については、この改定額に算入されていない。

イ 貸付料の減額

普通財産の貸付けについては、自治法第237条第2項で条例又は議会の議決がなければ、適正な対価なくして貸し付けてはならないと規定している。

県では、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年和歌山県条例第2号。以下「財産無償貸付等条例」という。）第4条において、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができると規定している。ただし、労働センターの貸付契約に係る決裁等には、本規定を適用する旨の記載はない。

3 監査対象機関（商工観光労働部）の主張

(1) 交付金相当額を貸付料に算入しなかった理由

設置目的である労働関係団体の集約を図るため、政策的に貸付料を設定したものである。

なお、当該貸付料については、財産無償貸付等条例第4条に普通財産の貸付けに関して、公共的団体が公益事業の用に供するときは無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる規定もあることから、知事の裁量の範囲内であったと史料している。

(2) 平成21年度に交付金相当額を貸付料に上乘せした理由

交付金の未払状態が判明した平成19年度には、当該施設は労働者福祉の向上等に寄与する団体の集約を目的とした施設であり、近隣のビッグ愛の行政財産使用料（年6,340円/㎡）と比較しても、相応な額であると考えていたが、平成20年度に再検討した結果、公益的な団体といえども特定の団体が使用するものであり、県が交付金相当額を負担することに県民の理解が得られにくいと判断し、平成21年度から交付金相当額を上乘せするよう貸付料を改定したもので、誤りを正したのではなく、方針の変更によるものである。

以上から、県に損害を与えたとは考えていない。

第6 監査委員の判断

本件請求について、請求人は平成21年度包括外部監査結果報告書における外部監査人の指摘を根拠にして特に次の点を主張している。

平成15年度から平成20年度までの交付金について、交付すべき各年度に入居者に負担を求めるべきであったにもかかわらず、失念によりこれを怠り、また、平成21年度に交付金相当額を貸付料に上乘せする改定を行ったが、過年度分は上乘せしておらず、県に損害を生じさせた。

このことについて、監査委員は次のとおり判断する。

自治法第237条では、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決がなければ、適正な対価なく

して貸し付けてはならないとされている。

しかるに、県が平成20年度に和歌山市に交付した平成15年度から平成20年度までの交付金20,787,200円は、対価として貸付料に算入すべきものであり、平成21年度の貸付料の改定時において措置を講ずべきであったにもかかわらず、現時点においてもその措置が講じられていない。

一方、同条で規定する条例による例外措置に該当するものであるか否かについては、財産無償貸付等条例第4条で他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができると規定されている。しかしながら、本規定を適用する決裁手続も行われておらず、また、入居者の一部には同条例で規定する公共的団体に該当するとは認められないものがある。したがって、第7のとおり勧告する。

第7 知事に対する勧告

1 措置すべき事項

本件請求について、平成15年度から平成20年度までの貸付料は、和歌山市に交付した交付金相当額が転嫁されておらず、また、財産無償貸付等条例第4条の適用がなされていない限り、自治法第237条に規定する適正な対価とは認められないので、これを是正すべく、適切な措置を講じるよう勧告する。

2 措置期限

平成22年12月28日

前記の勧告に係る事項について、自治法第242条第9項の規定により、所要の措置を講じるとともに、その措置状況を監査委員に通知されたい。